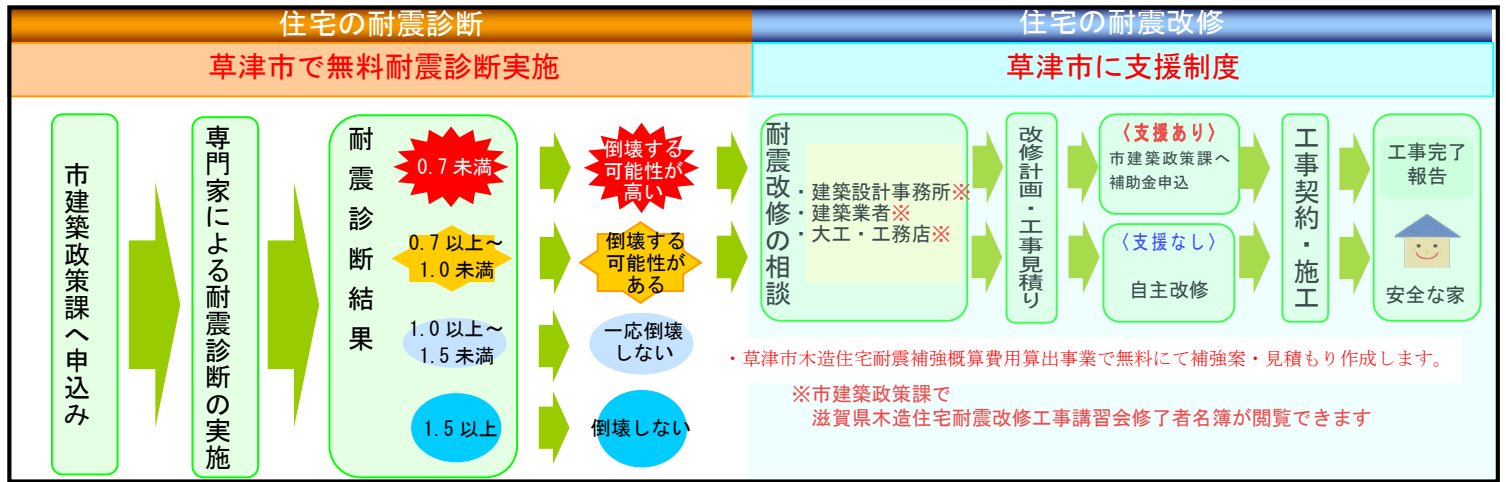


住まいの地震対策！草津市役所 建築政策課からのお知らせ

木造住宅耐震改修工事への助成



住宅の耐震改修

どのような支援制度があるの？

木造住宅耐震改修等事業（耐震改修工事への助成）

■対象木造住宅の要件

- ①昭和56年5月31日以前に着工され、完成している。
- ②延べ床面積の1/2以上が住宅として使われている。
- ③階数が2階以下、延べ床面積が300㎡以下である。
- ④枠組壁工法、丸太組工法および大臣認定工法（プレハブ工法）、違反建築物でない。



耐震診断の結果、構造評価点が「0.7未満（倒壊する可能性が高い）」と診断された住宅

耐震改修後の構造評価点が「0.7以上」と診断された住宅

■制度上の注意点

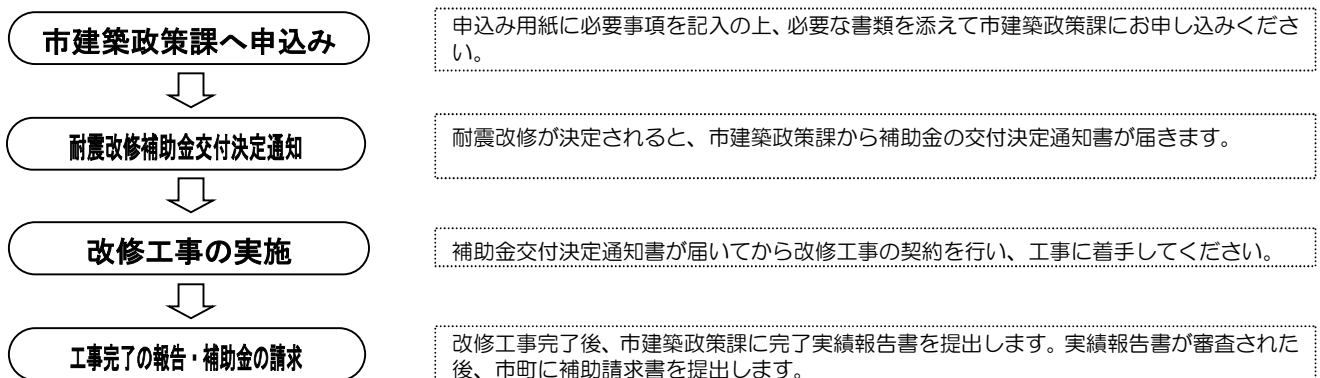
- ①設計者・施工者は、滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者の名簿に登録されている必要があります。
- ②工事にかかる前に市建築政策課に補助金申請を行い、補助金の交付決定を受けていただく必要があります。

★補助金額

対象となる工事費の80%とし、最大100万円まで（その他割増補助有り、詳しくはご相談下さい）

対象となる工事費	50万円	100万円	125万円	200万円以上
補助金の額	40万円	80万円	100万円	100万円

耐震改修補助の流れ



お問い合わせ先

草津市 都市計画部 建築政策課 建築指導係 077-561-2378